

大智禪師の生涯とその鴻業

大久保道舟

大智禪師の芳名は昔から大智の偈頌の名によつて廣く世間に喧傳せられてゐるが、大智禪師その人の風格業績に就ては餘り知られてゐないやうである。自分も實はその一人であるが、近年宗門の古文書などを調査する間に、禪師の書かれた遺墨やまた禪師に關係したいろいろな文献を見ることが出来たので、甚だ杜撰ではあるがそれ等の史料を中心に行歴の概略を記述して御鴻業の一端を顯彰したいと思ふ。

一

禪師は肥後宇土郡長崎村の人で、今から六百四十四年前、即ち正應三年(皇紀一九五〇)に生れられた。永仁四年(一九五六)七歳の時に同國大慈寺の寒嚴義尹禪師に就て出家を求められ、五年餘り同禪師の下に在つて訓陶を受けられたが、正安二年(一九六〇)八月廿一日寒嚴禪師が遷化せられたので、更に釋運西堂に就て鉗鎌を受けらることとなつ

た。この釋運といふ人は、寒嚴禪師の傳戒の弟子であつて、その遷化せらるゝ廿日程以前に、高祖道元禪師から直弟子懷昇禪師に傳はつた「佛祖正傳菩薩戒作法」といふ宗門室内の秘書を傳承せられたのである。寒嚴禪師にはこの釋運の外に、なほ鐵山士安、斯道紹由、愚谷常賢、仁叟淨熙といふやふなお歴々の弟子達が澤山にあつた。それにも拘らず特に釋運西堂に參じ、之を師匠と仰がれたといふことは、如何なる理由によるのであるか、その真相は明かでないが、恐らく寒嚴禪師の御遺言によられたものではないかと考へられる。釋運西堂はこの後京都八坂法觀寺臨濟宗の住持となられるのであるが、禪師は釋運と共に京都に上られ、只管その接待を受けられた。大體法觀寺といふ寺は、寺傳によると初め聖德太子が開かれたといはれ、それが鎌倉時代仁治元年に建仁寺第八代濟翁證救(功德房)が住持となつてから禪寺となつたと稱せられてゐる。正應四年に一旦祝融の災にかゝつたが、後宇多天皇の勅によつて復興した。釋運は延慶頃の住持で、この復興に努力した人である。法觀寺文書によると、「八坂寺釋運上人禪室」と見え、後伏見院の院宣を受けをらるゝ程であるから、相當名前の聞えてゐた方であつたと思はれる。

かくて延慶元年(一九六八)十九歳の頃になつて加賀に下られ、太祖瑩山紹瑾禪師を訪ねてその提撕を受けらるゝこととなつた。禪師が傳法の師匠たる明峯素哲禪師に相見せられるやうになつたのも、この瑩山禪師に參授せられたことが機縁となつたのである。この後、瑩山禪師には三年を経て、應長元年(一九七一)に大乘寺の住持職と聖教道具、寄進状譲狀等一切を明峰禪師に授與して退かれ、その翌年、即ち正和二年(一九七三)八月廿日に能登酒井保に永光寺を構へらることとなつた。禪師はこの間約六年の間、大乘寺に於て専ら自己鍛錬の道に精進せられたのである。かくてその翌

正和三年、廿五の年を迎へらるゝに及んで、師匠瑩山禪師の許可を得て、年來の志願たる入元の壯途に就かれたのである。支那に於ける消息は餘りに明瞭でないが、偈頌の中に、溫州雁蕩山、天冠山華嚴境等に遊ばれたことや、また溫州龍溪寺の眞歇堂に參詣せられたこと、その他天童山南谷庵に投宿せられ、また、天衣義懷の塔を拜せられたこと等が見えてゐる。面山和尚の著はされた「祇陀大智禪師行錄」によると、當時の禪將たる吉林清茂、雲外雲岫、中峰明本、無見先観等に參見せられたと記されてゐる。

二

元に居らるゝことは前後十年であつたが、禪師三十五歳の時、いよいよ東歸の途に就かれた。此時の偈に「謝_二太元天子詔許_レ還_ニ本國_一」と題して、萬里北朝宣_ニ玉詔_一。三山東海送_ニ歸船_一。皇恩至厚將_レ何報。一炷心香祝_ニ萬年_一。といふのがあるが、その英宗皇帝の御歸依の厚かつたことを窺ふことが出来る。かくて纜を解き海上の人となられたけれども、不_レ幸暴風の難に遇はれ朝鮮の沿岸に飄着せられた。此時禪師は一偈をものとして高麗王に上呈せられた。

破船時呈_ニ高麗王_一

曠劫飄流生死海。 今朝更被_ニ業風吹_一。

無_レ端失却歸家路。 空望_ニ扶桑_一日出時。

尙偶頌によると、これを機會に白蓮社其他高麗の史績をさぐられたことが見えてゐる。斯くして我國に歸られたのは、

正中元年（一九八四）であつて、加賀石川郡宮の腰に津に著かれたと傳へられてゐる。「行錄」によると、直ちに太祖瑩山祖師を能登永光寺に省観し、問答を交へられたと記されてゐるが、「洞谷記」にはその翌正中二年に歸省せられたやうになつてゐる。即ち同書によると、是年（正中二年）五月廿日に遠く鎮西より訪來して、「重編五位」二冊、「投子義青禪師語錄」一冊、「真歇清了禪師語錄」一冊等を彼國の土産として瑩山禪師に進上し、「重編五位」は至つて珍本で、未だ大宋國にも流布してゐない程であるから定めて日本にもまだ傳はつてゐないことゝ思ふ。家の重寶として祕襲し、其器に非らざれば他見せしめられないやうにせられたい。然し投子錄と真歇錄とだけは共に印刻に附して流布せしめられたし」と語られたと見えてゐる。その省観の年代に一ヶ年の相違があるわけである。思ふに禪師の歸朝が正中元年であつたことは、肥後廣福寺に所藏せられてゐる菊地第十二代時寂阿の寄進狀にも見えてゐるところで、寸毫も疑ふことが出來ない。即ち同狀には、「大智上人去正中元年_{甲子}從_二宋_三土_一歸朝。占_二擇_一閑寂之地、擲_二俗塵名刹之境、可_レ傳_三靈山少林永平之古風於盡未來際、志願堅固之間、寂阿不_レ勝_ニ感嘆隨喜之至、以_ニ當山（廣福寺）、限_ニ永代_一所_レ奉_レ寄_ニ進大智上人_一也云々」と見えてゐる。これによると、禪師は歸朝早々閑寂の地を占擇し、俗塵名刹を擲つて靈山少林永平の古風を盡未來際に傳へんことを願はれたといふのであるから、東歸と同時に九州に於て武時に面謁せられたことが判然する。従つて我國に歸省せられた場所は或は九州の沿岸ではなかつたかと思はれる。若し加賀宮の腰の津が事實であるとしたならば、何故翌年五月までも瑩山禪師への省観を延期せられたか、その理由が明かにならないのである。よもや宮の腰より能登を素通りして一旦九州に還られ、翌年改めて省観せられたとは考へられないるのである。されば宮の腰著岸説は、面山和尚が單

なる地方的傳説を基礎として書かれたものではないかと想像せられる。

三

太祖を省観せられた禪師は、その圓熟せる心境が忽ち太祖の心眼に徹見せられ、その密室に於て佛祖の正脈を傳授せらることになつた。即ち明峯禪師の傳衣付囑狀に「昔年詣_二先師（鑾山）密室、傳_二授佛祖之正脈」と見えてゐる。かくて禪師には更に是年六月十二日にいたつて先きの師匠たる法觀寺の釋運西堂を京都に訪はれ、同西堂より佛祖正傳菩薩戒作法を傳受せられた。今日廣福寺にその眞本が傳來し、奥に釋運の識語が見えてゐる。之を以て見るに釋運は實に禪師の傳戒の師匠であるといふことが出来る。今明峯禪師の傳衣付囑狀にも「釋運西堂傳法の弟子」といふ言葉があるから間違のないことである。かゝる間に其後二ヶ月を経て八月十五日にいたつて太祖は忽焉永光寺に於て入寂せられた。歸東後間もなくして自己の師を喪はれた禪師の心意やどんなであつたらう。次に掲げる八首の偈頌は實にその眞情を吐露せられたものとして、禪師のいたましき心を拜することが出来る。

悼_二洞谷和尚_一八首

隻履翩翩携_レ手歸。 碧雲深處日沈_レ西。

新豐換調無牛曲。 瑟瑟悲風滿地吹。」

金剛正體赤條條。 端的髑髅消未_レ消。

若是洞山真種艸。

拈來火後一莖茅。」

兩處住山三十年。

曾無二法興レ人傳。」

虛空吐出廣長舌。

罵レ雨呵レ風不レ說レ禪。」

紫羅帳外月沈時。

尊貴位高猶可レ窺。」

頭上花冠拈却了。

脫レ珍御服レ復名レ誰。」

大用現前無二軌則。

出生入死有二來由。」

藕絲竅裏藏身去。

五老峯前笑點頭。」

萬里風高玉宇清。

婆娑蠟桂吐レ香新。」

年年此夜中秋月。

特地一場愁レ殺人。」

鳥飛東走百千年。

暑往寒來曠劫前。」

若謂二老師曾滅度。

槌レ胸特地哭レ蒼天。」

大法猶レ懸二縷絲。

殘膏續焰復憑レ誰。」

靈臺一點無二私照。

記取異苗繁茂時。」

かくまで太祖を慕はれた程であるから、禪師には洞谷山中（永光寺）の一木一石は總てが太祖の暖皮肉なりと感ぜられ之を見之に觸ることは、實に太祖の形骸に接するの思ひをせられたものである。曾て太祖には洞谷山中の松樹を愛

斂せられ、入寂せられる三ヶ月程以前即ち五月一日に、山内の知事に令して爾後濫りに松樹を伐採すべからずとの禁制を出されたことがある。禪師は太祖の嚴命を思ひやられてか、或僧が洞谷山に行くを送られた偈に次の如きものがある。

送_三僧見_二洞峯_一

栽_レ松當_レ路礙_レ人枝。 未_レ入_レ門先省_二阿師_一。

三展_二炊巾_一禮_二老朽_一。 知恩豈有_二報恩時_一。

即ち山門にわだかまる松樹を見たならば、それが直に太祖の眞面目であることを知らねばならぬといふのである。その父子の情の濃かなりし狀を拜することが出来る。後日太祖の爲に塔を立て、「湘南潭北撤_二黃金_一。一句團_二塔様新_一、大地撮來無_二寸土_一。不知何處_二葬_一全身。」の一偈を頌してをられる。

四

太祖に死別せられた禪師は、是歲（正中二年）十二月十三日にいたつて三度釋迦西堂に參投せらるゝこととなつた。

その意趣は同じく明峰禪師の傳衣付囑狀に「深願_上宗門之棟梁。進欲_レ汲_二洞水之嫡流_一。」と見えてゐるから、此上更に研鑽を加へて洞上の眞風を探らんとせられたものである。實にその志氣の千聖に越ゆるを覺ゆるのである。果して禪師には密意を啟發せらるゝところがあつて、遂に西堂の聽許を得られた。

太祖によつて佛祖の正脈を傳授せられ、今まで釋迦西堂に就て密意を啓發せられた禪師は宿年の志願も満足し、茲に

再び鎮西に歸つて大慈寺塔頭瑞華庵に入られた。「永平室中聞書」の奥書に「大智於大慈寺瑞華庵。拜請此本。傳寫畢時嘉歷元年丙寅十月十二日」と見えてゐる。即ち翌嘉歷元年十月十二日に、この瑞華庵に於て先師寒嚴禪師親筆の「永平室中聞書」を傳寫せられたのである。

五

かくて禪師にはこの頃より頻りに幽寂にして安禪に適する土地を求められ、翌嘉歷二年にいたつて加賀河内莊吉野郷に好適の峰巒を得て茅屋を結ばれ、獅子山祇陀寺と名けられた。禪師が祇陀大智として知られたのも、實にこの初開の道場からである。祇陀寺にをられたのは、どの位かといふに、嘉歷二年（一九八九）以後約六年位でなかつたかと思はれる。といふのは、先に掲げた菊地武時の廣福寺伽藍敷地寄進狀の成立年代から推定するに、武時は元弘三年三月十三日に、筑前多々良濱に於て戦死してゐるから、この寄進狀は如何に見ても元弘二年頃のものと見なければならぬ。その宛名に石貫廣福寺長老とあるのはいふまでもなく禪師を指したものである。而して本文書は寄進狀といふよりも寧ろ武時の廣福寺に關する置文であつて、彼がこの置文を認めた時に禪師が同寺に居られたことは疑ひのないことである。故に祇陀寺住山は正味のところ六年位であつたと考へられる。この祇陀寺が後にはどうなつたかといふに、祇陀寺文書によると、同寺はその後富山の守山に移り、吉野郷の方には礎石だけが残つてゐたといふことである。この守山に移つてから、祇陀寺十八代の住持である守悅長老といふ人が寺名を大安寺と改め、明峯派から天眞派に轉派せしめたといは

れてゐる。それから三四年もして、大安寺二代の融室長老が、その改名の誤りであつたことを悟つて、元の通り祇陀寺と名けた。而して年數を経る間に寺は太源派の系統に屬し、また寺號を改めて鶴林寺と名け、加賀八坂に移つて元の祇陀寺の本尊たる觀音一軀と開山大智禪師の畫像一幅とを傳へてゐるといふことである。然し其後延寶七年頃に及んで、加賀寶圓寺八代の虎白和尚と大乘寺月舟和尚の弟子某等が祇陀寺といふ名稱の無くなつたことを遺憾として、大乘寺の末寺で泉野六斗林にある永昌院といふ小寺を祇陀寺と改めたといふことである。それが今日の祇陀寺であるといはれてゐる。その聖地の變遷常なき狀態を考へて轉た哀情を禁じ得ざるものがある。

禪師はこの祇陀寺住山中、嘉曆三年正月廿九日に、明峯禪師より佛祖傳法授受の儀式に就て指南を受けられた。この時明峯禪師には太祖親筆の本を出して傳寫せしめられたといふことである。禪師は此の指南を以て實に佛祖の冥助であるといつて歡喜してをられる。

六

禪師は祇陀寺より一旦廣福寺に落ち著かれたが間もなく能登永光寺に明峯禪師を省して一會の首座となられ、元弘三年正月十七日にいたつて、高祖道元禪師より五代相傳した傳衣を繼承せられた。この時明峯禪師には傳衣に次の如き付囑狀を授與せられた。

諸佛法要。本爲_ニ凡夫。說_ニ祖師來意。傳法救迷情建_ニ法幢。說_ニ叢席祇有_ニ得人。今已得_ニ是。

所謂我大智首座。自莊年以來絕文字之學。慕解脫之道。始寒嚴和尚受具之小師。後釋迦
西堂傳法之弟子。和漢兩朝尋師訪道。學操履於古人類。志氣於千聖。深願上宗門之棟
梁。進欲汲洞水之嫡流。故正中乙丑十二月十三日再參西堂。重啓密意。西堂卽聽許。祈
願茲滿足。加之昔年詣先師密室。傳授佛祖之正脈。今日入老僧掌奧。決擇自家之大事。
實是楣樹第一枝。永光正傳燈也。燈燈連續。枝枝繁榮。周覆扶桑。遠萬古傳。印證契之旨。

半夜挑法燈。顯正嫡之仁。傳衣同附授。願護持堅密。望莫斷絕。聊以偈句表傳衣事。

至禱至禱。偈曰

飲光大土保任事。頂戴奉持鷄足中。

祖室傳燈無斷絕。龍華會上續心宗。

（弘）
貴元興三年癸酉正月十七日

傳授大智首座

永光第二代任持素哲（花押及び印）

抑もこの傳衣は高祖が永平寺に於て自ら裁縫せられたもので、それに用ひられた布は、山城の住人生蓮房といふ人の妻室が織つたものである。妻室は潔齋薫沐、身を清めて之を織り永平寺に携へたと傳へられてゐる。高祖は寶治二年にいたつて更に袈裟裏を作り、重寶として貴重せられた。かくの如くであるから、この袈裟こそ高祖の遺身生命である。

これを傳承せられた禪師の歡喜は如何ばかり大なるものがあつたであらう。禪師は直ちにこの喜びを三首の偈頌に作られ、大寂定中の師翁瑩山禪師に呈上せられた。

上瑩山和尚 三首

華蓮臺上舍那身。

天上人間稱獨尊。

七佛以前通血脉。

釋迦彌勒是兒孫。」

六代傳衣到野僧。

千年繼踵嶺南能。

碓春日久工夫熟。

祖室堪挑無盡燈。」

建化門中表嗣承。

天南地北覓冤憎。

誰知父子相逢處。

古鏡臺前不借燈。

六代の傳衣とは高祖より懷舜、義价、瑩山、明峯、と五代相傳した傳衣が大智の手裡に落在したといふのである。それは恰もその昔支那六祖大鑑慧能禪師が五祖弘忍禪師より、達磨大師嫡傳の法衣を稟受せられたのと同じであると自ら日本の六祖たることを以て任じ、その自信を強くせられた、時に禪師四十四歳であつた。

道元——懷舜——義价——瑩山——明峯——大智——禪古

義尹——釋運

七

六代の傳衣を相承せられた禪師は、無上の法悅に充たされつゝ、この年（元弘三年）の内にまた肥後に歸られ、釋迦山に入つてその勸進經營に當られた。廣福寺文書に、翌元弘四年正月廿四日の菊地武重の寄進狀が傳はつてゐるが、その袖書に禪師自ら次の如き識語を認めてをられる。

當國國司菊地次郎武重。爲ニ令法久住。所ニ寄進被申自筆狀。元弘二年甲戌正月廿五日到來。

勸進願主比丘大智（花押）所奉寄進干肥後國釋迦山一也。

その肥後に轉錫せられたことを證することが出来る。然し轉錫後と雖も本師明峰禪師との交迺は絶えなかつたと見え、建武三年正月十五日には、明峰禪師より假名の法語を書して送られ、また同月十九日には、明峰禪師が曾て元亨三年太祖より法衣を相續せられ時の機縁語句を記して與へられてゐる。何れも廣福寺文書の中にその原本が傳はつてゐる。此等によると禪師は當時能登に居られたのではないかと思はれるのであるが、然し明峯禪師の假名法語いひ・また法衣相續狀といひ、其奥書や袖書きの書様が直接本人に書き與へられたといふ風でなく、寧ろ第三者に依託して送られたといふ形迹がある。殊にこの年延元元年九月十四日禪師には覺阿上人なる者に日用の警策として假名の法語を與へられてゐる。その年號が延元元年となつてゐることから推定して、それが肥後に於てであると思はれる。何となれば若しそが北越にをけるものであるとしたならば、明峰禪師の假名法語や法衣相續狀に記されてゐるやうに、建武の年號を使用せ

られなければならぬのである。然るにこの覺阿上人に與へられたものに限つて、武家の嫌つた宮方の年號を用ひられたといふことは、その肥後に歸られた後のことであると斷定し得るのである。この覺阿上人とは誰であるか不明であるが、武時の法號が寂阿であることから、推して、同じく菊地一族の方ではないかと考へられる。

八

かくて釋迦山を中心として（一九九八）寺門の經營に當られること數年にして、延元三年禪師には菊地第十三代武重の請により菊地郡の北境筑後の境に、鳳儀山聖護寺を建立せられた。廣福寺文書には、この年三月廿七日の同寺敷地に關する武重自筆の寄進狀が傳はつてゐる。それによると「寄進し奉る心ざしは。大智上人深山禪寂の地に於て佛祖の正法を商量し給ふ宿願深重にまします間、武重清淨堅固の信心を發こして當山の事は、盡未來際大智上人に寄附し奉ることなり、但し後住持職以下大小公事の事、武重が子々孫々永くあひ継ふべからず、開山上人附法正傳の門弟、大法法燈を相續して、彌勒下生の晨にいたるまで斷絶せしめざらん爲めなり、伏して願くは佛祖加被護念し給ひて家門久しく昌へ候て、子孫貞心にして武略を天道に守りて永く本朝の鎮將たらん、仍て忠を朝家にいたして正法を護持し奉らん」と見えてゐる。その弟子として師匠に對する敬慕の念と、武重の武將としての本分自覺とを窺ふことが出来る。尙この年八月十五日には、その弟武茂が、舍兄武重の正法護持の志誠を隨喜仰信して、同じく正法聽聞の深恩を報謝し奉らんが爲めの發願起請文を禪師に納めてゐる。

この鳳儀山の境地は武重の寄進狀にも深山禪寂とあるが如く、餘程の絶景であつて、禪師會心の聖地であつたらしい
偈頌の中にも

鳳山山居八首

一抹輕煙遠近山。 展成淡墨畫圖看。

目前分外清幽意。 不是道人俱話難。」

截斷人間是與非。 白雲深處掩柴扉。

當軒栽竹別無意。 祇待鳳凰來宿時。」

名韁利鎖留不住。 晦跡煙霞水石中。

折脚鎗兒煎野菜。 住山自倣古人風。」

草屋單丁二十年。 未下持一鉢望人煙。」

千林果熟携籃拾。 食罷谿邊枕石眠。」

萬像之中獨露身。 更於何處著根塵。」

回首獨倚枯藤立。 人見山兮山見人。」

焚香獨坐長松下。 風吹寒露濕禪衣。

有時定起下雙澗。 瓶汲五更殘月歸。」

空林卓錫ト幽栖。冷淡家風實可悲。

荷葉滿池無線補。白雲爲我坐禪衣。」

終日搬柴運水中。分明顯露主人公。

三千日月觀成敗。坐斷須彌第一峯。」

と見えてゐる。先般長崎皓臺寺の住職村上素道師は親しくこの遺蹟を探ぐられ、その著「大智禪師」に於て次の如き解説を載せられてゐる。

肥後州菊地郡の北境筑後境に巍峨として聳立するは八方ヶ嶽である。嶽の東に虎の如く龍の如く起伏するは鳳儀山一帯の巒峯である。附近より發する小溪は合して迫間川となり、冗川、中山、斑蛇口、虎口などと呼ぶ山谷を南へ流れ龍門瀧を爲し、一の瀧、中の瀧、迫間の瀧を経て、水源より凡そ二里にして守山城下に至つて更に西に向ふ。鳳儀山聖護寺はその迫間川の奥に開基されたのである。其勝境絶景想見すべし。

禪師がこの鳳儀山に住庵せられたのは、どれ位であるかといふに、偈頌の中に「草屋單丁二十年、未持一鉢望入煙」と頌してをられるから、延元三年（一九九八）より正平十二年（一一〇一七）頃まで居られたものではないかと思はれる。但し一鉢を持して人煙に望まずと見えてゐるからといつて、この間一度も化に應ぜられなかつたものではない、延元三年鳳儀山に入山せられたその十一月七日には、豊後の豪族長谷部信雄が同國津江山の内兵藤村の地を寄進したので、禪師は此處に臨まれ、太平山兜率寺を開創せられた。

又觀應元年三月廿八日（一一〇一〇）即ち正平五年には、本師明峰禪師が遷化せられてゐるから、禪師は定めし遠く能登に下つてその入寂を悼まれたものと思はれる。殊に明峰禪師には、是より先、貞和二年（一一〇〇六）に加賀道満寺置文なるものを製して、同寺は「永平開山自縫傳衣正傳之祖。嫡々相承可_レ令傳續法燈於龍華之晨者也。」と規定してをられるから、禪師には必ずその席を繼承せられ、門弟の者をして監理せしめられたものと考へられる。秀恕の「日本洞上宗派圖」によると曉仁といふ人が、その二世に就任したと見えてゐる。尙禪師には、この間に毎年筑後高來山玉垂宮に參詣して、妙法蓮華經を書寫供養せられたものであつて、正平十三年二月二十八日の正照寄進狀にも、「師匠大智上人。年來於當山（高良山）上宮。盡未來際毎年如法書寫一乘妙典_ニ云々」と見えてゐる。その鳳儀山時代の行歴の一端を窺ふことが出来る。されど鳳儀山は依然として禪師の安住地であつて、嚴令枯淡を宗風とし、荷葉を衣とし、白雲を食として棲居せられたのである。然らば此間禪師は何をしてをられたであらうか、今日廣福寺に現存する古文書に就て見るに、この二十年間は専ら菊池一族の接化に努められたことが判然する。即ち武時の子武重、武澄、武茂、武士、武敏、武光を初め、武敏の子武世武茂の子武直、武貞、及時基等に禪的針鎌を加へられたのである。此等の人々が禪師に納めたる幾多の起請文及び寄進狀等によつて見るにその感化の如何に偉大なりしかを察することが出来る。今その主なるものを擧ぐれば左の如くである。

一、延元三年三月廿七日武重鳳儀山聖護寺敷地寄進狀

一、延元三年八月十五日武茂起請文

一、延元四年六月二日武敏起請文

一、興國三年三月十七日武直起請文

一、興國三年五月三日武貞、時基、武世、惟武、武澄、長弘等起請文

一、興國三年八月七日乙阿迦丸起請文

一、興國五年正月十一日武士消息

一、正平十一年六月二十九日武澄發願文

此等の起請文全體を通じて窺ひ得ることは、靈山少林永平の正法を護持すること、又師命を遵守して、外五常天道の理に順ひ、内に生死出離の法を勵むことを誓つたものである。而してその目的とするところは、私の名聞利養を離れて、忠と義の二つに武士の精神を發揮せんとするに存してゐた。殊に興國三年五月三日の武貞以下六人連署の起請文は、實に血判の起請文であつて、現存する血判状の中最も古のものといはれてゐる。彼等一族が、武人の本分を全うせんが爲には如何に眞剣であつたかを察することが出来る。試みに延元三年八月十五日の武茂の起請文を擧げてみると

敬奉^レ對^ニ

三世常住一切三寶、殊者鳳儀山護聖寺

七佛五十餘代佛祖並滿山護法善神天龍八部、

當國鎮守阿蘇大明神御前^ニ所^ニ發願^ニ起請文事

一、武茂弓箭の家に生て朝家に仕ふる身たる間、天道に應て正直の理を以て家の名をあげ、朝恩に浴して身を立せんことは、三寶の御ゆるされをかうぶるべく候、其外私の名聞己欲のために義をわすれ恥をかへりみず當世にへつらへる武士の心をながく離べく候

一、己欲のため親疎によりて五常の道にそむくべくは世にあるべからず候、それも愚闇の身にて候間、正理を不辨してあやまり候はん時は、御いさめに應じてやがて正路に本づくべく候

一、已前の二箇條の道を守候はん事は當世難義の事に候と雖も、釋迦牟尼佛の正法を護持し奉その志至誠に存候間、條々發願に若あやまりおかし候罪過に依て天罰を受候と雖も末代當ニ正法破滅之時、たとひ一日一夜にても正法を護持し奉らん信心を此身におこし候功德を隨喜し候に依て、先在家正直の願を立候所也、此願あきらかに三寶龍天の照鑑あをぎ奉候、護法の志よりほかは聊も私の望はなく候也、此願眞實にして天心に通じ候はゞ、ねがはくは、尺尊正法至ニ慈尊出世ニ斷絶なくして法界衆生を濟度して同證ニ法性之身

一、正法を護持し奉る發願は今生の名利榮花をながくすてゝ後生菩提のみちを一すぢにもとめたまつらん僧侶を、清淨の信心をおこして守護歸敬申候べし、

一、公法出仕或私の交業等の外は心おこして名聞榮花をたしなみこのむべからず候爲ニ在俗之身ニ間 聊徒然をなぐさめんために俗塵のわざを行ぜんをばのぞく當世不實の者の振舞並文武ニ道にはづれ佛法興隆の爲ならずして法にもれて國家のつらへたらん事をば爲ニ護ニ持正法ニかたく停止之

一、尺尊正法壽命をつぎたてまつらんがために自殺生並に於領内六齋日の殺生ながく禁斷せしむべく候

一、(武重)舍元肥後守子々孫々までいましめを定置れ候て正法護持の志至誠にまし／＼候はゞ武茂隨喜仰信の心を發候て子々孫々までに誠を定置候て且爲君爲家眞俗同心に正法を守て如來正法を護持し奉べく候

一、聽聞正法の深恩を爲奉報謝生々世々正法紹隆しまし／＼候はん時は必一世もまれ値奉て正法に信心を起し
結師弟之縁共可奉護持正法候仍發願起請文如件若壞斯起請文之旨候者三寶佛祖天龍護法善神冥
罰を武茂が八萬四千毛穴ごとに罰蒙て今生には白癩黒癩の病を受當來には七生まで佛法に不可奉値候

伏願

三寶證明隨喜護念龍天納受所願成就

延元三年八月十五日 藤原朝臣武茂(花押)

と見え、その師弟の關係の密接にして、總てが堅固なる信心に由來してゐることを知ることが出来る。殊に「正法を護持し奉る發願は、今生の名利榮花をながくすてゝ、後生菩提のみちを一すぢにもとめたてまつらん僧侶を、清淨の信心をおこして守護歸敬申候べし」といふが如きは、彼の信仰が單なる現世利益を目的とする有所得的信念によるものでなく眞に正法護持を念としてゐたことが窺はれる。即ち彼が歸依する僧侶は、自己の本分に打成一片する眞箇の衲僧であつて、榮譽利達を目的とし、世間に阿謾するやうな俗僧ではなかつたのである。

九

かくて禪師には聖護寺住山二十年にして、正平十三年（一三〇一八）六十九歳の夏、肥前高來郡賀津佐村に移られ、此處に水月山圓通寺（後世普陀山巖吼寺と改む）を建て、住まれることとなつた。抑もこの賀津佐村の地は有馬直澄重代相傳の私領であつて、實に山海佳麗の勝地である。直澄は年來禪師より受けたる教化の深恩に報謝せんがため、その私領を伽藍敷地として寄進したものである。その寄進狀によると、

右伽藍敷地山野屋敷等者、直澄重代相傳私領也、依爲山海佳麗之勝地、多年有建立伽藍之志、仍永代所奉寄附于參學師匠大智上人也、（中略）但至末代澆運之時、若住持人知事僧等、不守右聖之遺風、任雅意被違、背開山和尚御置文之旨、門徒一同有評議、自寺門有承之旨者、嚴密可令申沙汰候、是併爲奉報聽聞正法御恩故也、（下略）

と見え、禪師の道徳的感化が終に一寺建立の大願を發さしめたことが窺はれる。

尚禪師にはその後この賀津佐村の地に雙桂山聖壽寺を建立せられ、高來郡一圓に教筵を敷かれたものである。正平十七年八月二十二日の菊池武照の寄進狀に「肥前國高來郡東郷賀津佐村雙桂山聖壽禪寺長老大智上人御所」と記されてゐることを以て見ても、同地方にをられたことが判る。然し絶えず肥後との往來はあつたらしく、是年七月十九日に菊池武明が肥後山鹿庄片保田村の畠地を禪師に寄進してゐる。かかる間に正平十九年二月にいたつて、肥後の廣福寺が突然

火災の厄にかゝつた。そこで以後は専ら同寺の復興に努力せられたこととなつたのである。禪師はこの火災の際、上足の禪古藏主を使使として、急を菊池家に報告せられた。その書状の一節に次の如く見えてゐる。

又大般若御布施の事は、追間殿には政道なさられぬはるかの已前にて候

寺の御奉行事

御事一人ならでは、ふつとさたまりぬとは覺ず候

當寺正法盡未來際立や立すやの一大事にて候間、藏主禪古兩使をもて申候

一、けふあすかやうの事申べしとはゆめ／＼思よらず候ところに、思のほかに、この寺焼失いできたり候てやけ候ぬ、このきざみ兩三年たて＼＼候。遙拜の宮のみねこしの野やかれ候、又河とこつゞぎの野、ことに寺の北にあたりて高候峰寺をまほる大吉の山にて候をやき候て、寺の焼失のきざみ、心中やるせがなく候ところに、野山まで焼て候ほどにあまりの心のやるせも候はで、心中佛祖三寶に知見證明しめしめせとふかく誓願祈念し申て、このまきものをかきてまいらせ候

一、山野の失火の事、向後御いましめの事書ありたく候、さもおぼしめされ候はゞ、三寶の御事にて候間、御いたわしき候へども奉行人少々めし具し候て、わざと山に御入候て、是にて文章のていをも、未來佛法の立候やうに御定候はゞ、大法の外護にふかくたのみ可申候　（中略）

右五ヶ條をかきて申候事、聊も正直の天理にそむく事は一事も候はず、仍手印押て申候、當山正法を立て候ことは且

御はからいたるべく候

正平十九年二月二十三日

大智（花押）

（本文卷末に手印あり）

自分の手印を押して、兩三年の中に再建せんと誓はれた態度の雄々しさは、實に懦夫をして起たしむるの感がある。然しこの時の火事は餘程範囲が廣かつたものと見え、廣福寺の北に當つて高く同寺を護る大吉の山を初め、遙拜の宮の峰野までも焼けたといふことである。禪師はこの災厄を再び繰返さんことを恐れられて、「いましめの事書」を菊池家にこしの求められ、同家からは七月十六日附を以て、後日野焼をした者は罪科に處するといふ禁制が出されてゐる。

斯く禪には晩年は不幸な災厄に見舞はれ精神的苦痛を受けられたが、正平二十一年十二月九日にいたつて加賀祇陀寺、肥前圓通寺、同じく本覺寺等の三所と、肥前賀津佐村、肥後久井原等の田地とを上足禪古和尚に譲られ、翌十日、終に七十七歳を以て、肥前圓通寺に於て示寂せられた。その譲狀は次の如くである。

讓渡

信衣正傳小師禪古侍者所

右於「老僧」所「開山」祇陀寺爲「始」、肥前國高來郡賀津佐水月圓通禪寺、肥前國高來東郷神代村内本覺禪寺、此三ヶ所者、依「付法嫡々」至「于未來永劫」所「讓」與禪古上人也。但老僧存日の間だにも、晚發心の沙彌童行三年行役を經畢、日本唐土殊者本寺永平寺守「古聖遺風」、作僧を被「許」、其時無縁僧衆一陪にも増歟、老僧一期猶以其煩多之、況老

僧閉眼之後、禪古繼師跡時、思やるに不便事也、賀津佐村地田壹丁、字新入、貳丁、字山口染反二文字中原其外者、本覺寺并肥後國久井原悉禪右御房に譲與者也、

正平廿一年十二月九日

大智（花押）

肥後日輪寺の住持天菴懷義禪師は、その一七日忌に丁り、次の如き祭文を草して禪師の入寂を悼まれた。

維正平念一年歲次丙午臘月十日祇陀開山法兄智公和尚大禪師。示寂肥前州之水月菴。肥後後州日輪住持法末比丘懷義迎ニ一七日、謹具菲薄之奠。告祭尊靈曰。嗚呼悲哉。惟師寒巖受業。法乳忘味。求師永光。應洞谷記。得衣明峰。爲其真嗣。曲不藏直。眞不掩僞。遍參太元。更無知識。畫錦還鄉。諸徒所恃。嘉名無翼而飛。遐邇迅機電。翻佛祖吞氣。日光射人睥睨一世。倦遊叢林。淡睡名位。林泉樂情。奧竈失媚。北越西關。開基三寺。行藏去就更無定止。晚顧頽齡。靖退桑梓。緇白輻湊。中外相倚。師七十七。我七十二。在待溘然。餘喘無幾。聞病裁書。便問安否。使者未歸。旣告先死。坐水月塲。成夢中事。天喪老成。空遺隻履。洞門梁頽。有誰扶起。老臂酸兮。弗克整理。天之蒼々淚之滂々。歲暮天寒。遙隔海水。嗚呼悲哉。一奠告誠。三嗅母棄。和尚。

+

以上は禪師の生涯とその鴻業の一端とを概説したのであるが、尙禪に就ては、道友其他との交渉に就て二三の事實を適記するの必要がある。禪師の偈頌によると、「上東明和尚」と題して

洞家春色興將闌。一徑苔封到者難。

只有杜鵑枝上語。夜深獨自哭空山。

といふ一偈が見えてゐる。この東明とは東明慧日のことである。明州定海縣沈氏の出身で延慶元年我國に渡來し、北條貞時の歸依を受けて相模禪興寺、圓覺寺、建長寺、壽福寺等の諸山に歷任し、後肥後壽勝寺を董した。法系は宏智正覺の系統で直翁德學の弟子である。四傳した日本曹洞宗の中では第二傳に當つてゐる。大智禪師の呈偈は何時頃かといふに、「壽勝寺誌」によると、東明は元亨年中に肥後古保里莊佐野の壽勝寺に住したとなつてゐるから、正中元年禪師が歸朝せられ、直に壽勝寺を訪うて如上の偈を上呈せられたものと考へられる。十年に亘る支那生活から歸られた禪師が、彼國の人である東明を訪はれたことは、蓋し當然といはなければならぬ。尙偈頌によると「寄等持古先和尚」と題して次の三首の偈が見えてゐる。

百衲禪僧二十餘。三條椽下作工夫。

滿城花柳春風外。淡墨愛看山水圖。」

昔年未了舊公案。今日全提一笑中。

八月暑雲飛不散。木犀樹下立秋風。」

參得中峯本分禪。驗人眼正別無傳。

等渠死却偷心了。絕後甦來揮一拳。」

この古先は、薩摩の人で、名を印元と稱した。文保二年に元に渡り、彼地にをること前後九年、嘉曆元年八月、清拙正澄の渡來に從つて歸朝した。曆應三年足利直義が京都等持寺を禪寺とした時にこの印元を請して住持たらしめんとした。此時印元は之を無隱元晦に譲り、自分は鎌倉の淨智寺に住したといはれてゐる。

この偈の表題に等持とあるから曆應三年以後の作であることが知られる。印元は恐らく禪師が元にをられた時の舊友であつて、その歸朝後に於て道交を温められたものと察せられる。

次に「祇陀大智禪師逸偈」によると別源圓旨の作つた禪師の肖像贊が載せられてゐる。

枯淡道貌。蕭洒胸中。倚曲様床。心眼玲瓏。寂而常照。虛而普通。幽谷閑雲。寒巖雪松。妙密工夫。不假修功。惡辣手段。難當機鋒。得旨於瑩山。傳衣於明峯。應大陽遠識。興洞山孤宗。破今時之弊。回古道之風。新豐曲一唱。鄭衛音忽空。獅子吼聲振。群狐迴絕蹤。開四處爐鞴。烹凡烹聖。張漫天網羅。異苗翻茂。南谷回陽。長庚沒影。

永光生東。衲子爭奔走。檀信競歸崇。夫是之謂下開山祇陀現居廣福永平六世嫡孫天下

馳名當代宗匠智禪師之尊容。

圓旨は字を別源といひ、先の東明慧日の弟子である。元應二年廿七歳の時、元に渡り、南遊すること十一年、我が元徳二年に東歸した。康永元年郷里越前に歸り足羽に弘祥寺を創し、翌年肥後に下つて壽勝寺に入り、同二年また越前に歸つて、善應吉祥の兩寺を開いた。かくて貞治三年六月京都建仁寺を董し、十月十日七十一歳を以て入寂した。

右の贊に「開三處爐輔」といひ、また「元ニ居廣福」と見えてゐるから、これを撰したのは、禪師の鳳儀山開闢以後のことである。「現ニ居廣福」といへば、或は正平十八九年(貞治二三年頃)の作ではないかと考へられる。

先の東明といひ、また古先といひ、更にこの別源といひ、何れも南遊東歸に關係ある人々との交通は誠に意義深きものがあるといはなければならぬ。最後に注意すべきは禪師が足利尊氏に一偈を呈せられたことである。即ち偈に

上源元帥

薦拶相逢喚便應。

靈山付屬未嘗輕。

孫枝枝上生枝葉
億萬斯年蔭祖庭。

と見えてゐる。世人は禪師が菊池一族の師匠であつたといふ理由から、尊氏との關係を擧げることを心好しとせないであらうし、またその事の意外なのに驚くであらう。が然し、禪師の在世中、源元帥とは足利尊氏か或はその子義詮以外にはないのであるから、足利氏との關係は誠に史的事實であつたといはなければならない。

ところが義詮の將軍になつたのは、延文三年(正平十三年)であつて、禪師は此頃漸く鳳儀山の棲居より起たれて間もないるのであるから、足利將軍に偈を呈せられるといふことは到底考へられない。従つて上の偈は足利尊氏に與へられたものと見なければならぬ。尊氏の初めて征東將軍となつたのは、建武二年八月九日であつて、北條時行を征伐した中先代の亂の時である。然し是は一時的のものであつて、正式に將軍になつたのは、暦應元年(延元三年)八月十一日であるから、今の呈偈もこれ以後とせなければならぬ。即ち鳳儀山に幽棲せられた後と思はれる。

然らば凡そ何時頃であるかといふに、禪師の師匠たる明峯禪師の入寂が觀應元年即ち正平五年であるから、この時禪師には必ずや北越に足を運んで本師の不幸を弔はれたと考へなければならぬ。

是年十一月廿三日恰度足利直義が南朝に歸順し、翌正平六年にはまた尊氏が降参して一時南北兩朝の媾和が成り北朝の崇光天皇及び皇太弟直仁親王が廢せられ給ひて（十一月七日）兩朝後村上天皇が京都に臨ませられるといふ時でつたから、禪師の呈偈も恐らく此時であつたらうと思はれる。

京都は釋迦西堂と關係ある土地で、禪師の舊修行地である。而して當時南遊東歸の道友が往復し、それ等の人々は皆尊氏、直義と密接な關係があつたのであるから、禪師がそれ等の人々の紹介によつて偈を呈せられることは、蓋しあり得らることゝいはなければならぬ。況や一時的にもせよ兩朝媾和の際であるから、禪師の胸宇繹然たるものがあつたと想像せられる。殊に尊氏の晩年は建武創業の謀叛にひきかへて、心境も全く一變し、多少なりとも信仰生活に安逸を得んとしてゐた程であるから、禪師の呈偈によつて、定めて心意を慰め得たことゝ思ふ。

十一

以上禪師の全生涯七十七年を顧みるに、その最も活動的な時代は三十五歳即ち歸朝以後であつて、それ以前は所謂尋師訪道の修養時代であつた。禪師はこの間專心一意和漢の學を究められ、他日の大飛躍に具へらるゝところがあつた。

歸東最初の十年即ち元弘三年の法衣相承までは、所謂雌伏時代であつて、從來の見處を幾多の先輩に就て勘驗せら

れ、その自信を深められたものである。従つて建武元年以後肥前水月庵に示寂せられるまでの三十三年間こそは、禪師が眞に自己の信ずるところを實行せられた時代で、この全生涯中最も意義ある時代といはねばならぬ。

その大なる鴻業とはいふまでもなく菊池氏一門に對する禪的訓陶である。菊池氏が九州官方の柱石として能く征西將軍宮護良親王の御事業を輔翼し奉つた所以は、皆この大智禪師の精神的感化に依るものといふことが出来る。

今日廣福寺に現存する菊池氏一門の禪師に納めた起請文の一々を拜見するに、何れも熱血ほとばしる底の眞劍味が溢れてゐて、單なる師弟關係ではなかつたことが窺はれる。武人が禪者に歸依した例は、鎌倉中期以後幾多の事實を擧げることが出来るが、然し菊池氏の如く、禪師を以て我が眞實の肉親と感じ、心から報恩謝恩の念に燃えたものは、數尠ないといはなければならぬ。先に掲げた武茂の起請文の如きその最も委曲を盡したものと見ることが出来る。

斯の如くであるから禪師の菊池氏に於ける誠にその家門相續問題に迄も一種の參與權を有してをられたものである。

興國五年正月武士が鳳儀山に贈つた消息に次の如きものがある。

武士天性愚昧。不辨_ニ天道之正理。奉_ニ爲君_ニ爲_ニ當家_ニ。還_ニ後代_ニ可_レ爲_ニ其難_ニ振舞仕候之時。預_ニ御教訓。聊違_ニ御命_ニ候者。任_ニ武重遺言之旨。始菊池被讓與候所領不_ニ殘一所。於_ニ何兄弟一族之中。撰下可_レ爲_ニ仕朝_ニ器用之仁_ニ。可_下令_ニ繼_ニ當家_ニ給_ニ候。以_ニ此旨_ニ可_レ有_ニ御披露候。武士恐惶謹言。

興國五年正月十一日

進上鳳儀山侍者御中

藤原武士

武士は武時の六男であつて、後武重の養子となり、菊池第十四代の家系を繼いだ人である。

自ら天性愚昧なりと謙遜し君の奉爲、菊池一門のために若し萬一後世より非難を受けるやうな振舞をしたならば、故武重の遺言に任せて從來相續した所領一切を擧げて一族中の器量ある人に譲與するも苦しくないといふ誓約である。

また某年十月二日の消息に次の如きものがある。

かしこまりて申入候武士があとをやうしとしてをとあか(乙阿迦)にゆづりて候へども、ほつくはんをもやふり、いかやうなる事も候はん時は、あにて候よいち殿(與一)をやうしとしてあとをゆづり然べく候、もしよいちとのもほつくはんをやふり、たうけのきようと候はずば、その御はからいとして、とのきやうたいいちそくのなかにきりようと候はんものにあて給り候べく候 武士恐惶謹言

十月二日

武士(花押)

これは武士が乙阿迦を養子として、その後を譲りたいけれども、若し乙阿迦が自分の發願の旨趣を破るやうなことがあつたならば、その兄である與一に後を譲つて貰ひたい。若し與一がまた自分の發願を破るやうなことがあつたならば何れの兄弟でも器用の人を選んで相續させて戴きたいといふ意味である。

武士がこれらの誓願を特に禪師に向つて立てたといふことは、禪師の菊池一門に對する威權の如何に大なるものがあつたかを知ることが出来る。かくの如くであるから菊池一門の者は禪師を肉親の如くに慕ひ、病氣其他の事に就ても一々訴へたものである。正平十一年六月武澄が病氣に患つた際、彼は直に起請文を納めてその平癒を祈つた。

禪師には特にそれを意に懸けられ書状を認め、醫藥を添へて病氣を慰められた。然し武澄は終に薨じたので、禪師はいとも懇ろに之を葬られた。その時の下火の語に次の如きものがある。

慈雲禪定門下火 俗名菊池肥前守藤原武澄

一 挥吹毛劍百千魔軍倒戈歸降。死中能活。拈提無文印十方世界海晏河清。活中能死。毘盧

忽起。吹倒毘陵伽山。劫火洞然灰燼香水利海。恁麼提唱聖教門中使得。若論向上宗乘。何止

白雲萬里。何故太平元是將軍致。不許將軍見太平。

之を以て見るに、禪師と菊池氏との關係は世の所謂親子にもひとしい深い關係が結ばれてゐたのであつた。

それは偏へに禪師の三十三年間に亘る不惜身命の教化的努力の賜といはなければならぬ。

先の別源圓旨の贊に枯淡たる道貌、蕭洒たる胸中と見えてゐるが、禪師は實にこの崇高なる人格の總てを傾けて彼等に鉗鎌を加へられたものである。即ち生命を打ち込んでの薰陶であつた。

當時幕府方の勢力の旺盛な時代に於て菊池が孤忠能く大義名分をあやまらなかつた所以は、禪師の如き大偉人が背後に於てこれを指導せられたからである。その精神的感化の如何に大きかりしかを察すべきである。

十二

禪師の教化が皇室を中心とする國家主義に立脚してゐたことは以上述べたことによつてその大概を窺ふことが出来る

が、その思想的背景をなすものはなんであらう。勿論それは高祖道元禪師より嫡々相傳せる傳法を中心とする興聖護國の精神である。興聖を以て直に護國の要諦となすのであるから、世間に流敷する低級なる鎮護國家の思想とは違つてゐる。興聖とは聖なる正法の興隆を意味するものである。

禪師に從へば靈山、少林、永平の正法を擁護擧揚することが、軀て國家を護り、國民を救ふ所以なりとせられた。菊池氏の起請文の何れを見てもその意味が徹底的に表言せられてゐる。故に禪師に於ては大義名分も盡忠奉公も總てこの大理想を基調として發現したものであつた。禪師が和漢の兩外典を研鑽して得られたもうゝの世間的道德は、この大精神を具體化する形式に過ぎなかつたのである。禪師の學識を如實に傳ふるものは今日現存する偈頌であるが、吾等はこの偈頌によつて、禪師の識見の如何に高かつたかを知ることが出来る。禪師にはこの偈頌の外幾多の撰述があつたであらうが、今日は先に述べた覺阿上人に與へられた法語やまた菊池武重に與へられた十二時法語以外は何者も傳はつてゐない。また偈頌にしても現存のもの以外に多數存したこと考へられるが、それ等が散逸したことは誠に殘念なことである。されど禪師の道徳的鴻業は菊池氏一門の血となり肉となつて、我が國家と共に悠久に生きつゝあるのであるから、それこそ幾十萬巻の遺著にも勝るものといはなければならぬ。(完)